

### 昭和三十三年政令第三百三十七号

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令内閣は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律（昭和三十三年法律第百七十八号）第四条第一項ただし書の規定に基き、この政令を制定する。

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律第四条第一項ただし書に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号、第二号又は第四号に掲げるものについては、これらのものが同項に規定する利子又は償還差益で当該各号に規定する事業に帰せられるものの支払を受ける場合に限るものとする。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者で事業（同項第八号の四に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行ふもの

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号に規定する外国法人で事業（同条第十二号の十九に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行ふもの

三 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地外に本店又は主たる事務所を有するもの

四 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するもののうち、同法の施行地において同条第十三号に規定する収益事業を営むもの

五 この政令は、公布の日から施行する。

六 附 則（昭和三七年三月三一日政令第九四号）抄

一 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

二 附 則（昭和三八年四月八日政令第一一二二号）抄

一 この政令は、公布の日から施行する。

二 改正後の産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令の規定は、この政令の施行の日以後に支払を受けるべき利子等（産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律（昭和三十三年法律第百七十八号）第四条第一項に規定する利子等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

三 附 則（昭和四〇年三月三一日政令第九九号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

（産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令等の一部改正に伴う経過規定）

第九条 第十五条の規定による改正後の産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令等の規定による改正後の外貨債の発行に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令又は第二十条の規定による改正後の明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令の規定は、施行日以後に支払を受けるべき当該利子については、なお従前の例によること。

四 附 則（平成二六年三月三一日政令第一三八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

### 三 目次の改正規定（「第三百三十七号」）

（株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡（第百三十六条の四）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四）／）

（第三百三十七条の三）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三）／）

（第三百三十七条の四）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四）／）

（第三百三十七条の五）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五）／）

（第三百三十七条の六）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の六）／）

（第三百三十七条の七）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の七）／）

（第三百三十七条の八）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の八）／）

（第三百三十七条の九）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の九）／）

（第三百三十七条の十）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十）／）

（第三百三十七条の十一）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十一）／）

（第三百三十七条の十二）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十二）／）

（第三百三十七条の十三）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十三）／）

（第三百三十七条の十四）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十四）／）

（第三百三十七条の十五）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十五）／）

（第三百三十七条の十六）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十六）／）

（第三百三十七条の十七）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十七）／）

（第三百三十七条の十八）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十八）／）

（第三百三十七条の十九）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の十九）／）

（第三百三十七条の二十）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十）／）

（第三百三十七条の二十一）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十一）／）

（第三百三十七条の二十二）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十二）／）

（第三百三十七条の二十三）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十三）／）

（第三百三十七条の二十四）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十四）／）

（第三百三十七条の二十五）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十五）／）

（第三百三十七条の二十六）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十六）／）

（第三百三十七条の二十七）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十七）／）

（第三百三十七条の二十八）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十八）／）

（第三百三十七条の二十九）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の二十九）／）

（第三百三十七条の三十）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十）／）

（第三百三十七条の三十一）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十一）／）

（第三百三十七条の三十二）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十二）／）

（第三百三十七条の三十三）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十三）／）

（第三百三十七条の三十四）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十四）／）

（第三百三十七条の三十五）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十五）／）

（第三百三十七条の三十六）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十六）／）

（第三百三十七条の三十七）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十七）／）

（第三百三十七条の三十八）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十八）／）

（第三百三十七条の三十九）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三十九）／）

（第三百三十七条の四十）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十）／）

（第三百三十七条の四十一）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十一）／）

（第三百三十七条の四十二）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十二）／）

（第三百三十七条の四十三）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十三）／）

（第三百三十七条の四十四）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十四）／）

（第三百三十七条の四十五）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十五）／）

（第三百三十七条の四十六）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十六）／）

（第三百三十七条の四十七）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十七）／）

（第三百三十七条の四十八）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十八）／）

（第三百三十七条の四十九）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四十九）／）

（第三百三十七条の五十）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五十）／）

（第三百三十七条の五十一）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五十一）／）

（第三百三十七条の五十二）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五十二）／）

（第三百三十七条の五十三）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五十三）／）

（第三百三十七条の五十四）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五十四）／）

（第三百三十七条の五十五）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五十五）／）

（第三百三十七条の五十六）／医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の五十六）／）

税)に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等」を加える部分を除く。)、第二百二十四条第一項の改正規定(第二百二十五条の次に十五条を加える改正規定、第二百二十六条第三項の改正規定、第二百五十八条の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百七十九条の改正規定、第二百八十条(見出しを含む。)の改正規定、第二百八十二条の改正規定、第二百八十三条の改正規定、第二百八十四条の改正規定、第二百八十五条の改正規定、第二百八十六条の改正規定、第二百八十七条の改正規定、第二百八十八条の改正規定、第三編第二章第一節を削り、同編第一章中同条の次に四条を加える改正規定、第二百九十二条(見出しを含む。)の改正規定、同編第二章第二節第一款中同条の次に十三条を加える改正規定、同節を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする改正規定、第三百三十三条の二の改正規定、第三百四十四条の改正規定、第三百五十五条の改正規定、第三百八十七条の改正規定、第三编第二章第一節を削り、同編第一章中同条の次に四条を加える改正規定、第二百九十二条(見出しを含む。)の改正規定、同編第二章第二節第一款中同条の次に十三条を加える改正規定、同節を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする改正規定、第三百三十三条の二の改正規定、第三百四十四条の改正規定、第三百五十五条の改正規定、第三百八十七条の改正規定、第三百六十六条の改正規定、第三百二十八条の改正規定、第三百二十九条の改正規定、第三百三十八条の改正規定、第三百三十九条までの規定平成二十九年四月一日

附 則 (平成二十九年三月三一日政令第一四二号)抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日政令第一〇六号)抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行令第一条の改正規定(「適格現物分配」の下に「株式分配」、「適格株式分配」を加える部分及び「適格現物分配」の下に「株式分配」、「適格株式分配」を加える部分を除く。)、同令第四条の三第一項の改正規定、同条第二項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項各号の改正規定、同条第七項第一号の改正規定、同条第八項の改正規定(同項第一号中「この項」の下に「及び次項」を加える部分及び同項第二号に係る部分を除く。)、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十四項とし、同項の次に一項を加える改正規定(同条第二十二項を同条第二十四項とする部分を除く。)、同条第十二項各号の改正規定(「第二十一項」を「第二十一項」に改める部分を除く。)、同条第二十一項の改正規定(「第二十一項」を「第二十一項」に改める部分を除く。)、同条第十五項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同条第十三項第一号の改正規定、同令第四条の四の改正規定、同令第八条第一項第一号への改正規定(「第六十一條の二第八項」を「第六十一條の二第九項」に改め、同項第十六項の改正規定(同項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改める部分を除く。)、同項第十七項の改正規定、同项第十九項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同条第十七項の改正規定、同条第十九項の改正規定(同項第一号中「第二十一項」を「第二十一項」に改める部分を除く。)、同項第二十二項の改正規定、同項第十一項を「同条第十一項」に改める部分に限る。)、同条第十四項の改正規定(「第四条の三第十六項第一号」を「第四条の三第十八項第一号」に改める部分を除く。)、同令第九条第一項第二号の改正規定、同項第三号イの改正規定、同条第二項第一号への改正規定(「第一百九条第一項第九号」を「第一百九条第一項第十号」に改め、同項第十一号への改正規定(「第六十一條の二第九項」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定(「同条第六項第一号」を「同条第六項第一号イ」に改める部分に限る。)、同项第十一号を「同条第十一号」とし、同項第九号の次に号を加える改正規定、同令第六十一条の四の表の第二号の第一欄及び第六十六条の二の表の第二号の第一欄の改正規定、同令第六十九条に二項を加える改正規定(第十九項に係る部分に限る。)、

同令第七十条第二号の改正規定、同令第七十二条の三の改正規定(「新株予約権に」を「特定新株予約権又は承継新株予約権に」に改める部分に限る。)、同令第一百十一条の二(見出しを含む。)の改正規定(同条第五項中「」の額の下に「(第七十一条の三第一項(確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等)に規定する確定数給与については、同項に規定する交付決議時価額。以下この項において同じ。)に相当する金額」を加える部分を除く。)、同令第一百十一条の三(見出しを含む。)の改正規定、同令第一百十二条第三項の改正規定、同条第七項ただし書の改正規定、同令第一百十三条の二第五項第一号の改正規定、同令第一百十九条第一項第五号の改正規定、同項第七号の改正規定、同項第九号の改正規定、同項第八号の改正規定、同令第一百十九条の三第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の改正規定(「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める部分に限る。)、同令第一百十九条の四第一項の改正規定(「規定する適格株式交換」を「規定する適格株式交換等」に改める部分に限る。)、同令第一百十九条の十第二項の改正規定(「合併等が」の下に「同条第二項に規定する金銭等不交付合併に該当する」を加え、「適格株式交換」を「同条第九項に規定する金銭等不交付株式交換に該当する適格株式交換等」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定、同令第一百十九条の十一の二第二項第二号の改正規定、同令第五号の改正規定(「第六十一條の二第八項」を「第六十一條の二第九項」に改める部分を除く。)、同令第一百二十二条の十二の改正規定、同令第一百二十三条の十第一項の改正規定、同令第一百三項の改正規定、同令第一百三十九条の三の二第三項の改正規定(「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に改める部分に限る。)、同令第一百四十五条の二第二項の改正規定、同令第一百四十五条の五第三号の改正規定、同令第一百七十六条の改正規定、同令第一百七十九条第三号の改正規定、同令第一百八十四条第四項の改正規定(「合併」を「金銭等不交付合併」に改める部分及び「株式交換」を「金銭等不交付株式交換」に改める部分に限る。)、同条第五項の表第一百九条第一項第五号(有価証券の取得額)の項の改正規定(「交付を受けた当該合併法人的株式又は当該親法人的株式」を「の株式」に改める部分に限る。)並びに同表第一百十九条第一項第八号の項の改正規定(「交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式」を「の株式」に改める部分に限る。)並びに次条第二項並びに附則第七条、第九条第二項、第十条第一項、第十五条及び第二十五条の規定平成二十九年十月一日